

10 生活費確保のための支援策

No.	自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス	支援分野
1	山形県	経営開始資金 (新規就農者育成総合対策)	経営開始時に49歳以下の認定新規就農者	13.75万円(165万円/年)、最長3年間	—	予算の範囲内	(申し込み) 各市町村農林担当課	—	—	⑪所得確保(給付金等)
2	山形県	経営開始支援助成 (新規就農者育成総合対策)	・令和7年4月1日以降に県外から山形県に住民票を異動した者(ただし、令和7年3月31日以前に県外から本県に住民票を異動し、研修を実施した者を含む) ・令和8年4月1日以降に農業経営を開始する者 ・国庫事業の対象者(認定新規就農者)でない者等	一世帯あたり82.5万円、最長1年間	—	予算の範囲内	(申し込み) 各市町村農林担当課	—	—	⑪所得確保(給付金等)
3	㊦朝日町	朝日町新規就農者等支援事業	50歳以上で新規参入及び独立して農業経営を始めた認定新規就農者	○新規就農者生活支援 生活費を補助。25,000円/月以内とし、新規就農の日から3年以内	—	予算の範囲内	農林振興課	0237-67-2114	—	⑪所得確保(給付金等)
4	㊦朝日町	就農人材育成研修資金	町外からの移住者であって、国の就農準備資金を受給している就農希望者	月額30,000円(最大2年間)	—	予算の範囲内	農林振興課	0237-67-2114	—	⑪所得確保(給付金等)
5	⑪村山市	移住就農研修支援 「村山市農業担い手STEP UPプログラム」(村山市担い手創造推進事業費補助金)	市内に移住し、就農に向けた研修を行う就農希望者(研修開始の年度または前年度に移住した方) 研修作物に、市重点作物を含むこと ※市重点作物=サクランポ、モモ、スイカ、トマト	研修期間中の次の経費を支援(最長3年間) ①生活費 定額12万円/月 ②住宅費(小屋付き住居)上限10万円/月 ③車両リース料、燃料費 上限5万円/月 ※夫婦で研修時は①のみ1.5倍	随時募集	予算の範囲内	農林課	0237-55-2111 (内線251~252)	https://www.city.murayama.lg.jp/	⑪所得確保(給付金等)
6	⑫東根市	新規就農者育成支援給付金	・経営開始資金の交付対象者で、資金の支給開始1年目の者 ・経営発展支援事業または初期投資促進事業の対象者で、当該年度に事業を実施する者	50万円を給付する。(1回限り)	—	予算の範囲内	農林課	0237-42-1111	—	⑪所得確保(給付金等)
7	⑲鮭川村	鮭川村青年就農者経営継続安定化給付金給付要綱	新規就農者育成総合対策(経営開始資金)の対象者	新規就農者育成総合対策(経営開始資金)の交付が終了した翌年度に1人あたり30万円の交付	—	予算の範囲内	産業振興課	0122-55-2111 (内線251)	—	⑪所得確保(給付金等)
8	㉒戸沢村	新規就農者支援事業	次世代人材投資事業(経営開始型)及び新規就農者育成総合対策(経営開始資金)の対象者、新規就農者・給付後の農業経営の調査必要	就農年次に50万円の給付。	随時募集	予算の範囲内	産業振興課	0233-72-2111	http://www.vill.tozawa.yamagata.jp/	⑪所得確保(給付金等)
9	㉔小国町	創農チャレンジ応援給付金事業	・継続して就農が見込まれる者 ・サポーター(地域の認定農業者)から助言・指導が得られるもの	新規就農希望者に対して、原則1年、年間120万円の給付金を給付	随時募集	1名	農林振興課	0238-62-2408	—	⑪所得確保(給付金等)
10	㉕遊佐町	新規就農サポート事業(就農研修生生活支援事業)	町内に住所を有する50歳未満の者で、町内で6か月以上の農業研修を受ける者	町内で農業研修を受ける研修生の生活を支援。研修期間6月以上の研修生に対し、月額5万円の補助金を交付(最長2年間)。	随時募集	予算の範囲内	産業課	0234-72-5882	—	⑪所得確保(給付金等)